

「指定共生型短期入所（ショートステイ）」重要事項説明書

当事業所は千葉県の指定を受けています。
（千葉県指定 1214300434 号）

事業者は契約者に対して、指定共生型短期入所サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次のとおり説明します。

1 施設経営法人

- | | | |
|-----|-------|------------------------------------|
| (1) | 法人名 | 社会福祉法人 福祉楽団 |
| (2) | 法人所在地 | 千葉県千葉市美浜区中瀬 2-6-1 WBG マリブイースト 12 階 |
| (3) | 電話番号 | 043-307-2828 |
| (4) | 代表者氏名 | 理事長 飯田大輔 |
| (5) | 設立年月 | 2001 年 12 月 7 日 |

2 利用施設

- | | | |
|------|------------|----------------------------------|
| (1) | 施設の種類 | 指定共生型短期入所事業所
千葉県 1214300434 号 |
| (2) | 施設の名称 | ショートステイ 杜の家なりた |
| (3) | 施設の所在地 | 千葉県成田市下方 686 番 1 |
| (4) | 電話番号 | 0476-20-7575 |
| (5) | 施設長 | 安部 明子 |
| (6) | 開設年月 | 2018 年 10 月 1 日 |
| (7) | 利用定員 | 20 名 |
| (8) | 営業日 | 年中無休 |
| (9) | 受付時間 | 9:00~17:00 |
| (10) | 通常サービス提供地域 | 成田市、富里市、酒々井町、栄町、印西市、佐倉市の全域 |

3 サービス提供者の義務（契約書第 10 条参照）

事業者は、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 契約者の生命、身体、財産について安全が確保できるように合理的な配慮をします。
- ② 契約者の健康の状況について、契約者等から必要な事項を聴取し、確認したうえで契約者の健康保持のための適切な対応を行います。
- ③ 事業者は、契約者に対するサービスの提供について記録（以下、「介護記録」という。）を作成します。この記録の所有権は、事業者に帰属し、サービス完結の日から 5 年間保管します。
- ④ 契約者に対する身体拘束、その他行動を制限する行為を行いません。但し、契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために、緊急やむを得ず他の方法がとれない場合には、適正な手続きにより、身体等を拘束する場合があります。
その場合、契約者または代理人に対して、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束方法、拘束する日時、期間について説明し、文書でその同意を得るものとします。
- ⑤ 契約者の人権の擁護、契約者に対する虐待の早期発見、虐待の発生またはその再発を防止し、迅速かつ適切に対応を図るため、次の措置を講じます。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 虐待を防止するための責任者の設置
 - (5) 必要な入居者に対しての成年後見制度の利用支援
 - (6) 苦情解決制度の周知
- ⑤ 事業者およびその従業者は、サービスを提供するにあたって知り得た契約者および家族等に関する情報を、正当な理由なく第三者に提供しません。

4 居室・設備等の概要

厚生労働省が定める設備基準を満たしています。

居室は、全て個室（ユニット型個室）となります。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	20室	1室あたり約10.71㎡（ユニット型個室）

食堂	2か所	
個人浴室	2室	
特殊浴室	1室	寝台浴
医務室	1室	約12㎡
面接室	2室	約10.52㎡

5 職員の配置状況

事業者は、契約者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

なお、介護職員については、国の指定基準を上回る職員を配置しています。

	職 種	常勤職員	非常勤職員
1	施設長（管理者）	1名	
2	介護職員	37名以上(常勤換算)	
3	生活相談員	2名以上	
4	介護支援専門員（他職種と兼務）	1名以上	
5	看護職員	3名以上	
6	機能訓練指導員	1名以上	
7	医師		1名以上
8	管理栄養士	1名以上	
9	事務職員	1名以上(常勤換算)	

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤務体制			
1	医師	週 1 回		
2	介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員		
		日中	7:15～12:45	17名
			12:45～16:15	28名
			16:15～17:45	17名
		夜間	17:45～20:30	17名
20:30～7:15	6名			
3	看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員		
		日中	8:30～17:30	3名

6 事業者が提供するサービスの特徴

私たちは、社会福祉法人福祉楽団 法人理念に基づいて、質の高いケアを追求しています。

(1) 短期入所支援計画の作成

事業者は、契約者に対して、具体的なサービス提供方針やサービス内容を個別に「短期入所支援計画」（ケアプラン）を作成します。

(2) 障害福祉の基準サービス

① 居室の提供（利用状況によっては、居室の準備にお時間をいただく場合があります）

す)

② 食事

- ・ 管理栄養士の立てる献立表ならびに「個別栄養ケア計画」により、必要な栄養、契約者の嗜好、新進の状況を考慮した食事を提供します。
- ・ 自立支援のため離床して食事をしていただくことを原則としています。
- ・ 希望により、居室・喫茶コーナーなどで食事をしていただく事もできます。
- ・ 炊飯、みそ汁作り、食事の盛り付けなどを、契約者と介護職員が一緒に行います。
- ・ 契約者の食事パターンを大切に、食のすすむ工夫をします。
- ・ 希望により、外食、外部購入していただくこともできます。(料金自己負担)
- ・ 食事時間は原則として下記の範囲です。体調管理または契約者の希望等により、時間を変更することがあります。

朝 7:30～9:00 昼 11:30～13:00 夕食 18:00～19:30

③ 入浴

- ・ 入浴または清拭を週 2 回以上行います。
- ・ 入浴の際は、原則として 1 人の利用者に 1 人の職員がついて入浴します。
- ・ 入浴を実施しない日は、陰部洗浄、下着の交換を行います。

③ 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ・ 身体能力が低下し、おむつを使用する場合でも、契約者の排泄パターンを把握し、適切なケアが提供できるよう努めます。

⑤ 機能訓練

- ・ 「生活リハビリ」の考え方により、日常生活の中での動作を大切に、身体機能の回復に努めます。
- ・ 契約者の心身等の状況により、必要な場合は、機能訓練指導員により、必要な身体機能の維持回復のための訓練を実施します。

⑥ 送迎サービス

- ・ 契約者の希望により、自宅と事業所間の送迎を行います。ただし、通常のサービス提供地域外からの利用の場合は、交通費実費を負担いただきます。

7 利用料金

(1) 自立支援給付の対象となるサービス

障害福祉サービスの基準サービスは、「契約書別紙」に示してあります。サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、給付額という。）を差し引いた差額分が自己負担となります。

但し、食費、居住費は全額自己負担となります。

- ☆ 契約者が市町村から支給決定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。市町村から支給決定を受けた後、自己負担額を除く金額が

市町村から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、契約者が給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(2) 自立支援給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用金額の全額が契約者の負担となります。

《サービスの概要と利用料金》

① 食事

利用料金：	朝食代	550 円／日
	昼食代	900 円／日
	夕食代	900 円／日
	茶菓代	100 円／日

食事提供体制加算対象の方

	朝食代	429 円／日
	昼食代	699 円／日
	夕食代	699 円／日
	茶菓代	100 円／日

その他、契約者の希望に基づいて、特別な食事（酒を含む）を提供します。要した費用の実費をいただきます。

② 日用品

契約者の希望により、施設で用意した日用品の利用を選択した場合は、負担いただきます。

利用料金：	日用品費	250～450 円／日
	日用品 A	250 円
	日用品 B	350 円
	日用品 C	450 円

※詳細は別紙に定める

③ 理髪・美容

理容師・美容師の出張による理美容サービスを利用いただけます。

利用料金：	カット	2,750 円
	ドライシャンプー	625 円
	顔剃り	625 円
	カラー、パーマ	5,000 円
	カット&カラー	7,750 円
	カット&パーマ	7,750 円

④ 家電製品等の持込による電気料金

契約者の希望により、家電製品等を持込んで使用しているときは、電気料金の実費相当を負担いただきます。

利用料金：	テレビ	26 円／日
	電気毛布、アンカ	各 23 円／日
	加湿器	29 円／日
	冷蔵庫	53 円／日
	酸素濃縮器	29 円／日
	PC、スマホ等通信機器	1 台 4 円／日

⑤ テレビの貸し出し

契約者の希望により、テレビを貸し出します。

利用料金： 150 円／日

⑥ 外出支援・買物代行の便宜

外出支援および買物代行について、それにかかるガソリン代の実費を、外出された方、もしくは買物を委託された方の人数で割って負担していただきます。ただし、必要時にすぐに利用できるものではありません。

⑦ 滞在費

利用される方の居室の清掃や管理、水道光熱費として実費負担をいただきます。

利用料金：2,410 円／日

⑧ レクリエーション費

利用者の希望により、レクリエーション等に参加していただくことができます。その際、材料等にかかる費用は自己負担となります。

⑨ 複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費を負担いただきます。

利用料金： 1 枚につき 10 円

⑩ 小口現金の一時立替

契約者の希望により、日常生活上の小口現金の立替サービスを行います。

事務手数料： 無 料

⑪ 請求書再発行料

紛失等により、再発行を希望する際には、1 月分ごとに費用を負担いただきます。

利用料金： 1 ヶ月分あたり 300 円

⑫ 日常生活上必要となる諸費用実費

(別紙「指定共生型短期入所外サービス料金表」参照)

日常生活用品の購入代金等、契約者の日常生活に要する費用で契約者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用をいただきます。

契約者の嗜好・趣味・希望で購入したものおよび、専ら個人が占有して使用する日常生活用品については、それにかかる料金・費用は個人負担していただきます。

- ポータブルトイレ消臭剤 15 円／回
- 使い捨てカミソリ 60 円／本

- ☆ 経済状況の著しい変化、その他止むを得ない事由がある場合、障害福祉サービスの基準外サービス利用料金は、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行なう 30 日前までにご説明します。

前記の料金および費用は、1 ヶ月ごとに計算し、当月末締めにて請求します。

お支払方法は、口座振替となります。所定のお手続きを行います。

サービスを利用した翌月の 27 日に自動引き落としされます。27 日が休日の場合は翌営業日に引き落としされます。

(3) 利用の中止、変更、追加

○利用予定期間の前に、契約者の都合により、共生型短期入所サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業所に申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金を負担いただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日 17 時までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日 17 時までに申し出がなかった場合	利用予定日（初日）分のサービス利用料金の 5 割と滞在費の 5 割

○食事の中止・変更・追加は、当日朝 9 時まで（朝食は前日 17 時まで）受け付けます。

8 契約の終了について

事業者との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。但し、次のような自由に該当する場合、契約を終了することになります。（契約書第 17-20 条参照）

《契約が終了する事由》

- ① 契約者が死亡した場合
- ② 障害者総合支援法にもとづく要件を満たさなくなった場合
- ③ 事業者が解散した場合、倒産した場合またはやむをえない事由により施設を閉鎖した場合
- ④ 事業所の損失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合

⑥ 契約者、事業者から解約の申し出があった場合。詳細は以下、(1) (2) を参照。

(1) 契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 契約者が入院した場合
- ③ 契約者に係るサービス等利用計画（ケアプラン）が変更された場合
- ④ 事業者またはその従業者が正当な理由なく短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者またはその従業者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者またはその従業者が故意または重大な過失により契約者の生命、身体、財産、社会的名誉を傷つけた場合、もしくは著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者が契約者の生命、身体、財産、社会的名誉を傷つけた場合もしくは傷つけるおそれがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの退所の申し出により契約解除していただく場合

- ① 契約者等が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者によるサービス利用料金の支払いが、3 ヶ月以上遅延し、催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 契約者等が、故意または重大な過失により事業者またはその従業者もしくは他の利用者等の生命、身体、財産、社会的名誉を傷つけた場合もしくは、著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 契約者等が、事業者またはその従業者ならびに他の利用者等に対して、身体的暴力、精神的暴力、性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的ないやがらせ行為、不当な性的な接触等のセクシャルハラスメント、時間的拘束、繰り返し行為、優越的な地位の利用、店舗外拘束、誹謗中傷を含む不当な要求等の著しい迷惑行為を行った場合

9 緊急時の対応方法について

契約者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医または協力医療機関等への連絡を行うなどの必要な措置を講じるとともに、契約者が予め指定する連絡先に速やかに連絡します。

10 事故発生時の対応方法について

サービス提供中により事故が発生した場合は、速やかに契約者またはその代理人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故の概要およびその後の措置について、記録を作成し、契約者またはその代理人に説明を行います。

重大な事故に関しては、県および市区町村に報告します。

1.1 損害賠償について（契約書第 14 条参照）

事業所において、事業者の責任により契約者等に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

- ① 契約者等が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ② 契約者等が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ 契約者の老衰、自然な病気の経過、障害や疾病の特性にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が生じた場合
- ⑤ 契約者が、事業者またはその従業員の指示や依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

1.2 苦情の受付について

(1) 杜の家なりたにおける苦情の受付

苦情や相談は以下の相談窓口で受け付けています。

○窓口または電話での受付

[受付担当者] 濱屋敷 勉

[解決責任者] 安部 明子

受付時間 9:00～17:00

電話番号 0476-20-7575

○投書による受付

郵 送 先 千葉県成田市下方 686 番 1

○電子メールによる受付

narita@gakudan.org

(2) 苦情解決の方法

事業者が定める「苦情解決規程」に従い原因と解決方策を検討します。

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を推進する為に、「第三者委員」を設置しています。

「第三者委員」は、苦情申し出人と苦情解決責任者だけでは苦情の解決が困難な場合、

助言や解決策の調整を図ります。また、苦情申し出人が、事業所に苦情の申し出をしにくい場合は、「第三者委員」に直接苦情を申し出ることができます。

「第三者委員」の氏名・連絡先等については、以下のとおりです。

氏名	職種	連絡先
竹嶋 信洋	社会福祉士	k-best@kanto.me
山田 恵太	弁護士	Yamada@mieli-law.jp

(3) 行政機関その他苦情受付機関

	障 害 福 祉 担 当 窓 口
千葉県健康福祉部 障害福祉課 虐待防止班	所在地 千葉県千葉市中央区市場町 1-1 電話番号 043-223-3982 F A X 043-222-4133
千葉県社会福祉協議会 千葉県運営適正化委員会	所在地 千葉市中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター 電話番号 043-246-0294 F A X 043-246-0298
千葉県国民健康保険 団体連合会 介護保険課	所在地 千葉県千葉市稲毛区天台 6-4-3 電話番号 043-254-7426 F A X 043-254-0048

各市町村	障害福祉担当窓口
成田市福祉部 障がい福祉課	所在地 千葉県成田市花崎町 760 電話番号 0476-20-1539 F A X 0476-24-2367
富里市健康福祉部 社会福祉課	所在地 千葉県富里市七栄 652-1 電話番号 0476-93-4992 F A X 0476-93-9954
酒々井町 健康福祉課	所在地 千葉県印旛郡酒々井町中央台 4-11 電話番号 043-496-1171 F A X 043-496-4511
栄町 福祉・子ども課	所在地 千葉県印旛郡栄町安食台 1-2 電話番号 0476-33-7707
印西市健康福祉部 障害福祉課	所在地 千葉県印西市大森 2364-2 電話番号 0476-42-5111 F A X 0476-42-0381
佐倉市福祉部 障害福祉課	所在地 千葉県佐倉市海隣寺町 97 電話番号 043-484-6137 F A X 043-484-1742

13 提供するサービスの第三者評価の実施状況

	実施あり	実施年月日	20 年 月 日
		評価機関名称	
		結果の開示	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
○	実施なし	現在、第三者評価は実施していませんが、提供するサービスの質の向上を図るために当施設では介護相談員の積極的な受け入れや、法人による内部監査を年1回実施しております。	

私は、指定共生型短期入所サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者

ショートステイ 杜の家なりた

職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定共生型短期入所サービス提供開始に同意しました。

20 年 月 日

契 約 者 住 所

氏 名 印

署 代 理 人 住 所

氏 名 印
